

○機能強化型サービス利用支援費等の算定に係る要件及び提出書類

要件及び提出書類				報酬体系			
				機能強化型(i) (単独型)	機能強化型(ii) (単独型)	機能強化型(iii) (単独型)	機能強化型(iv) (単独型)
	専従の相談支援専門員						2名以上
	常勤専従の相談支援専門員			4名以上	3名以上	2名以上	上のうち1名以上
	上のうちの現任研修修了者			上のうち1名以上	上のうち1名以上	上のうち1名以上	上のうち1名以上
要件	提出書類	書式	備考				
	(1)計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書	指定書式		要			
要件①	(2)相談支援従事者現任研修の修了証			要			
現任研修修了者							
要件②	(3)会議の開催記録(議事録等)	任意書式	・直近週5回分以上の議事録等の提出。 ・会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。 ・議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a)現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b)過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c)地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d)保健医療及び福祉に関する諸制度 (e)アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f)利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g)その他必要な事項	要			
伝達等を目的とした定期的※な会議の開催。 ※概ね週1回以上。							
要件③	(4)具体的な体制を示した書類 (運営規程、重要事項説明書、担当の輪番表、夜間連絡体制のフロー図等)	任意書式	・24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡体制が取れる体制を確保しておくことで足りる。 ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等※の相談に対応する体制を確保している。 ※利用者のみならず利用者の家族や利用しているサービス事業所からの相談も対象となる。 (相談支援に関するQ&A (R6. 4. 5) 問 76)	要		不要	
24時間連絡体制の確保。							
要件④	(5)研修の実施計画及び実施状況(研修記録など)を示した書面	任意書式	・テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。	要			
現任研修修了者による新規に採用した全ての相談支援専門員に対する同行研修の機会の確保。							

要件	提出書類	書式	備 考	機能強化型(i) (単独型)	機能強化型(ii) (単独型)	機能強化型(iii) (単独型)	機能強化型(iv) (単独型)
要件⑤	基幹相談支援センター等※からの困難ケースが紹介された場合の受託体制の整備。 ※基幹相談支援センター等とは、基幹相談支援センター以外に(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定。 (相談支援に関するQ&A (R 6. 4. 5) 問 72)	任意書式	・自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない。そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。 ・支援困難ケースの紹介については、当該紹介に対応する体制を構築することを求める趣旨であるため、当該月に実績がない場合でも、加算の算定は可能である。 (相談支援に関するQ&A (R6. 4. 5) 問 72)	要			
要件⑥							
基幹相談支援センター等※が実施する事例検討会等への参加。 ※基幹相談支援センター等とは、基幹相談支援センター以外に(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定。 (相談支援に関するQ&A (R 6. 4. 5) 問 72)	(7)参加した事例検討会等について確認できる書面 (出席票、年間予定表、事例検討会等の議事録など)	任意書式		要			
要件⑦	協議会に参画※し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組みをしていること。 ※「障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」への定期的な参画のこと。	任意書式	・「障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」への参加方法等については、障害福祉課にご確認ください。 ・連携の必要な取組みとは、定期的に「障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」に部会の構成員として参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこと等になります。 ・定期的とは、やむを得ない理由がある場合を除き、部会の開催時において原則として出席することをいう。	要			不要
要件⑧							
基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること、	(9)地域生活支援事業実施要綱 別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることを確認できる書類	任意書式	・地域生活支援事業実施要綱 別記1-3相談支援事業実施要領 https://www.mhlw.go.jp/content/001238451.pdf	要			不要

○機能強化型サービス利用支援費等の算定に係る要件及び提出書類

要件及び提出書類				報酬体系		
				機能強化型(i) (協働型)	機能強化型(ii) (協働型)	機能強化型(iii) (協働型)
	各事業所の常勤専従の相談支援専門員			1名以上	1名以上	1名以上
	一体的に管理運営を行う複数事業所全体での常勤専従の相談支援専門員			4名以上	3名以上	2名以上
	上のうちの現任研修修了者			上のうち1名以上	上のうち1名以上	上のうち1名以上
要件	提出書類	書式	備考			
	(1)計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書	指定書式		要		
要件①	(2)相談支援従事者現任研修の修了証			要		
現任研修修了者						
要件②	(3)協定の締結が確認できる書類	任意書式	以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。 協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。 (令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5)	要		
a)協働体制を確保する事業所間での協定の締結。	(4)事業所間で協働体制の要件を満たしているか確認したことがわかる書類	任意書式		要		
b)協働体制の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されている。		任意書式		要		
c)原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している。		任意書式	会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。	要		
	(5)共同で実施したケース共有会議や事例検討会等の議事録	任意書式				

要件	提出書類	書式	備 考	機能強化型(i) (協働型)	機能強化型(ii) (協働型)	機能強化型(iii) (協働型)
要件⑥ 基幹相談支援センター等※からの困難ケースが紹介された場合の受託体制の整備。 ※基幹相談支援センター等とは、基幹相談支援センター以外に(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定。 (相談支援に関するQ&A(R 6.4.5) 問 72)	(9)基幹相談支援センター等から支援困難ケースを受託する体制について示した書面 (基幹相談支援センター等との連携状況やケースの受け入れ体制がわかるもの)	任意書式	・自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない。そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。 ・支援困難ケースの紹介については、当該紹介に対応する体制を構築することを求める趣旨であるため、当該月に実績がない場合でも、加算の算定は可能である。 (相談支援に関するQ&A(R6.4.5) 問 72)		要	
要件⑦ 基幹相談支援センター等※が実施する事例検討会等への参加。 ※基幹相談支援センター等とは、基幹相談支援センター以外に(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定。 (相談支援に関するQ&A(R 6.4.5) 問 72)	(10)参加した事例検討会等について確認できる書面 (出席票、年間予定表、事例検討会等の議事録など)	任意書式			要	
要件⑧ 協議会に参画※し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みをしている。 ※「障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」への定期的な参加のこと。	(11)相談支援部会に構成員として参画し、連携の必要な取り組みをしたことが確認できる書類	任意書式	・「障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」への参加方法等については、障害福祉課にご確認ください。 ・連携の必要な取り組みとは、定期的に「障害福祉のあり方検討会 相談支援部会」に部会の構成員として参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこと等になります。 ・定期的とは、やむを得ない理由がある場合を除き、部会の開催時において原則として出席することをいう。		要	

